中之条町空家対策補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　町は、町民の生活環境の向上及び景観の保全を図り、定住促進に資するとともに、安全で安心な町民生活を確保し、もって魅力あるまちづくりの推進に寄与するため、空家住宅の解体工事又は住居を目的とし空家改修工事を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

２　前項の補助金の交付に関しては、中之条町補助金等に関する規則（平成２２年規則第１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　個人住宅　自己の居住の用に供する建築物をいう。

（２）　併用住宅　建築物に個人住宅の他に店舗、事務所及び賃貸住宅（以下「非個人住宅」という。）の部分がある建築物をいう。

（３）　町内業者　町に法人町民税を納付し、かつ、町内に事業所を有している法人及び町内で営業する個人事業者で、見積書、契約書、領収証等を町内の事業所で発行できる事業者をいう。

（４）　子育て世帯　住民基本台帳に記載されている世帯で、申請日において中学生以下（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１６条に規定する９年の普通教育を修了するまでをいう。）の子を養育している世帯をいう。

（５）　若年層世帯　住民基本台帳に記載されている世帯で、申請日の属する年度（４月１日から翌年３月３１日までをいう。以下同じ。）の４月１日において、夫婦の合計年齢が８０歳未満で戸籍上婚姻関係のある者がいる世帯をいう。

（補助対象）

第３条　空家の解体補助については、中之条町内に存する建築物で、特定空家になるおそれのある建築物で、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建設された建築物、又は、おおむね１０年以上無人かつ使用されていない建築物で、次のいずれにも該当するもの。

（１）　戸建て住宅の空家（不動産業者が販売又は賃貸を目的として保有する建築物を除く）

（２）　世帯全体が町税及び使用料等を滞納していないこと。

（３）　当該補助金に係る工事について、他の制度による補助金を受けていないこと。

（４）　補助金は１人１回までとする。

２　空家の改修補助については、おおむね１年以上空家状態の建築物で、次のいずれにも該当するもの。

（１）　戸建て住宅の空家（不動産業者が販売又は賃貸を目的として保有する建築物を

除く）
（２）　世帯全体が町税及び使用料等を滞納していないこと。
（３）　当該補助金に係る工事について、他の制度による補助金を受けていないこと。
（４）　補助金は１人１回までとする。
（５）　空家の改修に係る補助金を申請する者は、町に定住を希望する者であり、空家改修工事完了後最低５年以上居住すること。
（補助対象事業等）
第４条　補助金の交付対象となる事業は、空家解体工事又は空家改修工事とする。
２　解体工事に係る補助金の額は、町内業者施工の場合、解体工事に要した工事金額の２分の１以内に相当する金額（当該金額７０万円を超えるときは、７０万円とし、千円未満の端数は切り捨てる。）とし、町外業者施工の場合、解体工事に要した工事金額の４分の１以内に相当する金額（当該金額３５万円を超えるときは、３５万円とし、千円未満の端数は切り捨てる。）とする。
３　改修工事に係る補助金の額は、町内業者施工の場合、改築工事に要した工事金額の２分の１以内に相当する金額（当該金額１００万円を超えるときは、１００万円とし、千円未満の端数は切り捨てる。）とし、町外業者施工の場合、改築工事に要した工事金額の４分の１以内に相当する金額（当該金額５０万円を超えるときは、５０万円とし、千円未満の端数は切り捨てる。）とする。なお、申請者が子育て世帯の場合、中学生以下の子１人あたり１０万円（最大４人まで）、若年層世帯の場合１０万円をそれぞれ加算するものとする。
（交付申請）
第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事着工前に中之条町空家対策補助金交付申請書（別記様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。
（１）　工事前の住宅状況を明らかにする写真
（２）　工事内容を明らかにする図面
（３）　工事見積書の写し
（４）　納税証明書（町外者）
（５）　その他町長が必要と認める書類
（交付決定等）
第６条　町長は、前条に規定する申請があったときは、内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、中之条町空家対策補助金交付決定通知書（別記様式第２号）により、申請者に通知するものとする。
（変更承認の申請）
第７条　申請者は、第５条の規定により交付申請した内容を変更し、又は工事を中止若しくは廃止しようとするときは、中之条町空家対策補助金変更（中止・廃止）承認

申請書（別記様式第３号）に、第５条各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付して、町長に提出しなければならない。
２　町長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、変更等の承認の可否を決定し、中之条町空家対策補助金変更（中止・廃止）承認通知書（別記様式第４号）により、当該申請者に通知するものとする。
（補助金の交付等）
第８条　申請者は、工事が完了した後、速やかに中之条町空家対策補助金実績報告書（別記様式第５号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。
（１）　工事前及び工事後の状況を明らかにする写真（３セット以上）
（２）　請負工事等に係った領収書の写し
（３）　その他町長が必要と認める書類
２　町長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付する。
３　この要綱に基づく補助金の交付は、当該住宅について１度限りとする。
（調査）
第９条 町長は必要があると認めるときは、その実情を調査することができる。
（補助金の返還）
第 10 条 町長は、補助対象者が次のいずれかに該当した場合には、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
（１）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
（２）虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
（委任）
第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附　則
（施行期日）
１　この要綱は、平成２８年　４月　１日から施行する。
（この要綱の失効）
２　この要綱は、平成３２年３月３１日限り、その効力を失う。
３　第１０条及び補助金の返還に必要な規定は、この要綱の失効後５年間は、なおその効力を有する。